

**「スタートアップとの新ビジネス共創調査事業」
調査・分析業務委託に係る企画提案競技審査要領**

1 目的

この要領は、『「スタートアップとの新ビジネス共創調査事業」調査・分析業務』の委託候補者を選定するため、企画提案競技の公正かつ適正な審査に必要な事項を定めるものである。

2 審査会の設置

あきた企業活性化センター内に審査会を設置する。事務局は、同センターIMチームに置く。

3 審査会

審査会は、次の審査員をもって構成する。

事務局長、総合企画部長、IMチームリーダー、IMチームサブリーダー、商業貿易課商業・創業支援チームリーダー

4 審査の実施方法

企画提案書により審査を実施する。

5 審査の評価方法

(1) 審査員ごとに別添「審査票」を用い、評価を行う。

(2) 評価は、各評価項目について次の評価基準により5段階で行い、各評価項目

に応じた係数を乗じて評価点を算出する。

評価基準

5段階評価	評 価 基 準
5	記載・説明された内容が特に良い。
4	記載・説明された内容が良い。
3	記載・説明された内容が普通。
2	記載・説明された内容がやや劣る。
1	記載・説明された内容が劣る。

6 委託候補者の選定

- (1) 審査員の合計点が高い順に順位を付けることとし、第1順位者を委託候補者として選定する。ただし、合計点が満点の6割に満たない場合には、委託候補者を選定しないことがある。
- (2) 見積書に記載された見積額（消費税及び地方消費税を含む。）が実施要領に示す委託上限額を上回る場合は、選定しないものとする。
- (3) 企画提案書提出者が1者である場合も審査を行い、委員ごとの評価や意見をもとに、業務遂行能力の有無を判断する。